

告 示

埼玉県選管告示第五十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定により、入間市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の規定に基づき指定した次の施設について取り消した旨の報告があつた。

令和八年十月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
久喜市地域交流センター	埼玉県久喜市青葉一丁目二番二号	久喜市長	百十人